

判定区分・基準値改訂のお知らせ

医療法人あけぼの会では、平成 29 年度の健康診断より判定区分、基準値の見直しを行います。
判定区分については、従来とほぼ同じですが、基準値については、日本人間ドック学会のガイドラインに準拠したものを採用することとなりました。

これにより、従来独自判定で比較が難しかった、数値データの判定については、同じガイドラインを採用している多くの健診機関、事業者との比較が容易になります。

1. 判定区分及び基準値の変更について

当会の健康診断の判定区分及び基準値を日本人間ドック学会のガイドラインに合わせて改定します。

(新判定区分)			(旧判定区分)			
A	・・・	異常なし	A	・・・	異常なし	
B	・・・	軽度異常	B	・・・	有所見健康	
C	・・・	要経過観察・生活改善	←	C	・・・	要経過観察・生活改善
D2	・・・	要精密検査	D2	・・・	要精密検査	
D1	・・・	要医療	D1	・・・	要医療	
E	・・・	治療中	E	・・・	治療中	

判定区分については、基本的に従前に同じです。基準値については、日本人間ドック学会の基準に準拠した形で見直しを行います。そのため、検査値が従来と同じ値であっても判定結果が異なる場合がございます。また、単項目判定を原則とし、他の検査項目の結果を加味しての判定は行いません。

2. 血圧判定の変更

日本人間ドック学会のガイドラインに合わせ、血圧を 2 回測定した場合は、1 回目、2 回目の平均値で判定します。(小数点以下は四捨五入)

(従前は、1 回目、2 回目どちらか良い方の値で判定)

3. 婦人科細胞診の判定の変更

子宮頸部細胞診の判定は日母分類(クラス I~V)で報告してきましたが、日本人間ドック学会の決定に合わせて、ベセスダ分類に変更します。

以 上